

第 6 部



災害復興計画

第6部 災害復興計画

第1章	災害復興の基本的考え方	624
第1節	復興の基本的な考え方	624
第2節	復興を進める基本的な枠組み	624
第2章	災害復興体制の構築	626
第1節	復興本部の設置	626
第2節	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	627
第3節	復興本部の組織	628
第4節	復興本部の廃止	631
第3章	被害状況及び復旧・復興状況の把握	632
第1節	家屋・住家・宅地の被害状況の把握	632
第2節	区民の被害・被災後の生活状況の把握	632
第3節	公共施設等の被害状況の把握	633
第4節	まちの復旧・復興状況の把握	633
第5節	区民生活の再建状況等の把握	633
第4章	罹災証明書の交付	634
第1節	罹災証明書交付の準備	634
第2節	罹災証明書の交付	634
第5章	災害復興計画の策定	635
第1節	板橋区災害復興基本方針の策定	635
第2節	板橋区災害復興計画の策定	635
第6章	財政方針の策定	636
第1節	財政方針の策定	636
第2節	財源の確保	636
第3節	復興基金の創設	636
第7章	人的資源の確保	637
第8章	用地の確保・調整	638
第9章	災害廃棄物等の処理	639
第10章	広報・相談体制	640
第1節	復興関係広報の実施	640
第2節	被災者のための相談所の設置	640
第11章	学校教育	641
第1節	学校教育施設の再建	641
第2節	授業の再開等	641
第12章	文化・社会教育	642
第1節	文化・社会教育施設等の再建	642
第2節	文化財の復旧・復興支援	642
第13章	地域への支援	643
第1節	地域協働復興の推進	643

第2節	外国人への支援.....	643
第3節	ボランティア等や専門家との連携.....	644
第14章	消費生活.....	645
第15章	都市の復興.....	646
第1節	板橋区都市復興マニュアル.....	647
第1	目的.....	647
第2	位置づけ.....	647
第3	都市復興の流れ.....	648
第16章	住宅の復興.....	649
第17章	生活の復興.....	650
第1節	板橋区生活復興マニュアル.....	650
第1	板橋区生活復興マニュアルの目的.....	650
第2	生活復興に対する基本的な考え方.....	650
第3	板橋区生活復興マニュアルの範囲.....	650
第4	生活復興の体系.....	651
第2節	医療.....	652
第3節	福祉.....	652
第4節	保健.....	653
第5節	租税等の徴収猶予及び減免等.....	653
第6節	通信施設等の復旧活動.....	654
第18章	産業の復興.....	656
第1節	産業復興方針の策定.....	656
第2節	中小企業施策.....	656
第3節	観光施策.....	656
第4節	農業施策.....	656
第5節	雇用就業施策.....	657

第1章 災害復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的な考え方

(板橋区の考え方)

- 東日本大震災や阪神・淡路大震災などの大規模地震では、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れない人々が存在した。また、住まい、福祉・保健、環境、雇用、産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生している。
- このため、被災後の生活や都市基盤の再建にあたっては、被災前の原状又は同じ機能に回復する「復旧」だけではなく、安全性や生活環境の向上、産業の高度化や地域振興が図られるなどの質的な向上を含めた「復興」の取り組みが必要である。
- このため、都の考え方とあわせ、復興について「被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、安定を図り、活力に満ち、にぎわいのある板橋をつくる」こととする。

(東京都の考え方)

- 東京に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- さらに、わが国の首都として、東京の政治・経済中枢機能や国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、活力とゆとりのある高度成熟都市として発展させていかなければならない。
- このため、東京の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建とする。

第2節 復興を進める基本的な枠組み

- 都では、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、地域による協働復興の仕組みを提案し、「東京都震災復興マニュアル」を策定しており、マニュアルでは、「被災者にとっての復興とは、医(療)・職(業)・住(居)の速やかな回復とそれらを支えるまちの再建を一日も早く行うこと」と位置づけ、そのためには、まず被害者自らが立ち上がることが必要ながら、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、こうした課題の解決に取り組むことが不可欠であるとしている。区においてもこの視点に基づき取り組むこととする。

【東京都震災復興マニュアル】

被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されている。

マニュアルに記載する事項については、「東京都地域防災計画」に位置付け、復興対策を推進する。また、関係部局が所管する分野別復興施策についても、地域防災計画の分野別復興計画として、施策を推進する。

(復興プロセス編)

- ・復興の基本的な考え方
- ・復興プロセス
- ・分野別の復興プロセス

(復興施策編)

- ・復興体制の構築
- ・都市の復興
- ・住宅の復興
- ・くらしの復興
- ・産業の復興

- 地域の住民が主体となって復興を進めていくことを、都では「地域協働復興」と定義し、町会・自治会、まちづくり協議会のような地域づくり組織や住民防災組織など、平常時の地域活動の状況に応じ、様々な団体・組織が担うことを求めており、区においてもこの視点に基づき復興に取り組むこととする。
- 都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（震災復興事業）を迅速かつ計画的に実施するため、区長を本部長（復興本部長をいう。この章において同じ。）とする復興本部を設置し、震災復興方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興それぞれについて、具体的な震災復興事業を推進する。
- 復興事業を進めるため、平成13年に「震災復興マニュアル」を策定した。その後、都市復興については、平成26年3月に「板橋区都市復興マニュアル」を修正した。生活復興についても、様々な課題に対応するために生活復興マニュアル修正を行う。

第2章 災害復興体制の構築

第1節 復興本部の設置

■ 区

- 区長は、地震により被害を受けた地域が板橋区内で相当の範囲に及び、かつ復興に相当の時間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に復興本部を設置する。
- 復興本部は、災害復旧・復興を長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常業務や災害応急対策を行う組織とは別に臨時組織として設置する。
- 区長は、被災後1週間程度の早い時期に復興本部を設置する。
- 区長は、復興本部が設置された時は、次に掲げるもののうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。
 - ア 各部部长
 - イ 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - ウ 都知事
 - エ 隣接地方公共団体、地方行政機関等
- 各部部长は本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。
- 本部が設置された場合、設置場所に「板橋区復興本部」の標示を行う。なお、災害の種類によって、震災復興、災害復興等を用いる。

■参照（別冊「資料編」）

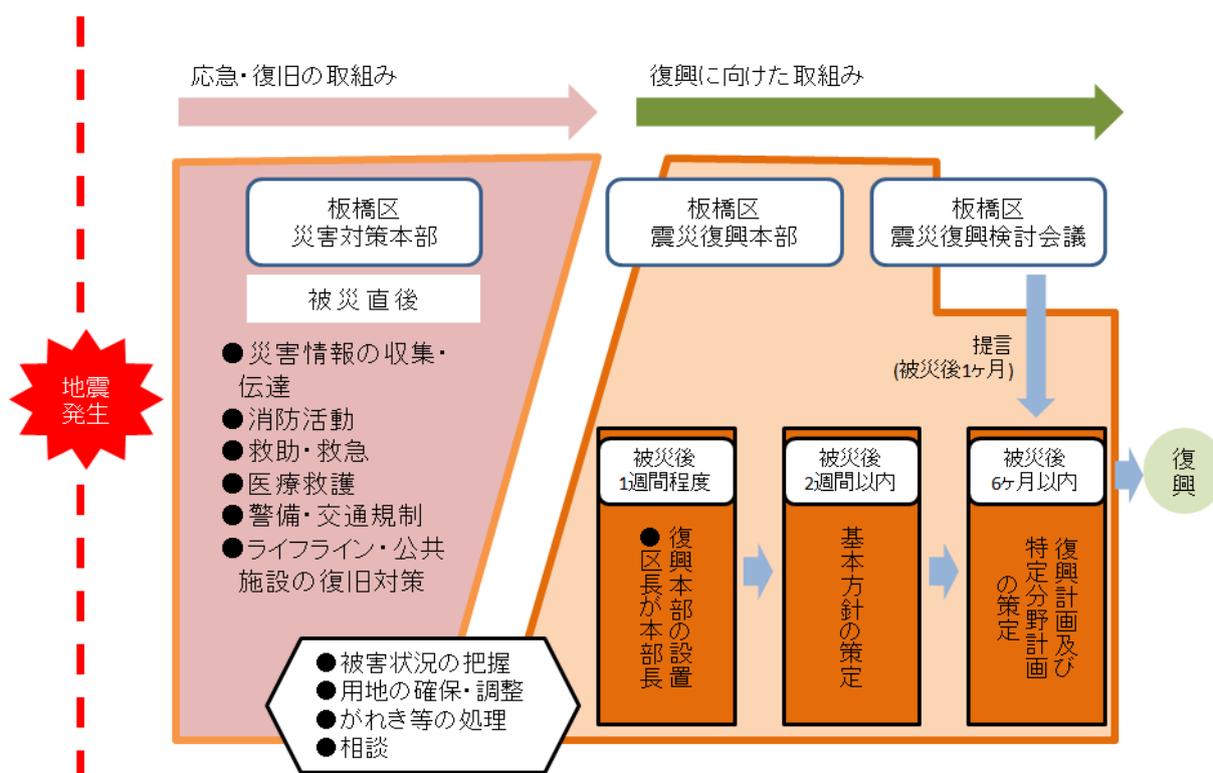
資料 6.2.1 東京都板橋区震災復興本部条例

第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

■ 区

- 復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ計画的に実施する。
- 災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない災害応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部から所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

【震災時における板橋区の取組図】

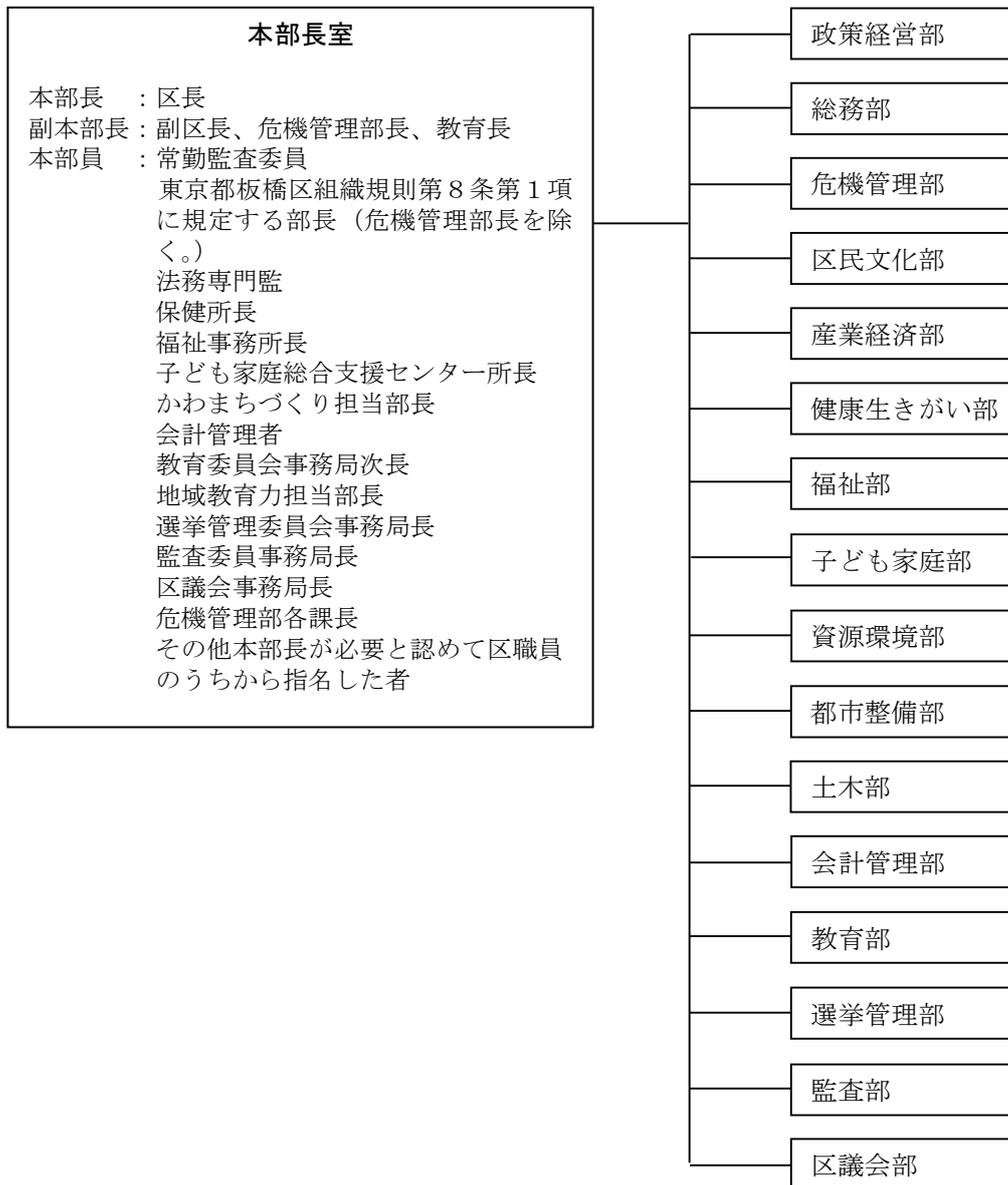


第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第3節 復興本部の組織

■ 区

- 本部に本部長、副本部長、本部員を置く。
- 復興本部における組織、所掌事務は以下に定める。
- 復興本部の事務を総括する復興本部事務局（復興対策室（仮称））を組織する。
- 復興本部の組織体制



【震災復興検討会議】

震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される会議体。震災が発生すると、区長（本部長）の私的な諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興の基本方針や復興計画の理念等を検討し提言する。

○ 各部の所掌事務は、次のとおり。

部の名称	分掌事務
政策経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興計画（生活復興を含む。）の策定及び進行管理に関すること。 2 区の情報システム（主管課導入システムを除く。）の復旧に関すること。 3 災害対策及び震災復興関係の予算に関すること。 4 災害情報の提供（臨時広報紙の発行等）に関すること。 5 被災者等の相談業務に関すること。 6 区有施設の復旧建築業務及び災害復旧工事に関すること。 7 区有施設の耐震補強に関すること。 8 応急仮設住宅の設置に関すること。
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地の確保に関すること。 2 災害対策及び震災復興関係の契約に関すること。 3 租税等の徴収猶予及び減免に関すること。 4 他の区市町村等への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。 5 本部職員の給与に関すること。 6 義援金の配分に関すること。 7 通信（有線）の復旧に関すること。 8 区有財産の被害調査に関すること。
危機管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関すること。 2 震災復興計画の策定に関すること。 3 被害程度認定調査の総括に関すること。 4 震災復興対策に係る他の部に属しないこと。
区民文化部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査に関すること。 2 罹災証明書の発行に関すること。
産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関すること。 2 区内産業の再建支援全般に関すること。
健康生きがい部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内公衆浴場の被害状況の把握に関すること。 2 被災者等のメンタルケア及び健康管理に関すること。 3 食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関すること。 4 避難所の衛生管理に関すること。 5 動物の保護に関すること。 6 福祉需要調査に関すること。 7 福祉サービスに関すること。 8 後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 9 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 10 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第2章 災害復興体制の構築

第3節 復興本部の組織

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

部の名称	分掌事務
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 被災者実態調査に関すること。 福祉需要調査に関すること。 災害援護資金等の貸付けに関すること。 福祉サービスに関すること。 被災者の相談業務（主に災害時要援護者対応）に関すること。
子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 被災者実態調査に関すること。 児童福祉施設の再開に関すること。 被災児童、園児の安否確認及び避難先調査に関すること。 被災児童、園児のメンタルケアに関すること。 保育費用徴収金の減額に関すること。
資源環境部	<ol style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の総括に関すること。 ごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 都市復興計画の策定及び推進に関すること。 住宅復興の推進に関すること。 災害復興に係る再開発事業及び土地区画整理事業の事業計画及び実施に関すること。 災害復興に係る再開発事業、土地区画整理事業等における事業予定地の利用調整に関すること。 前各号に掲げるもののほか、災害復興に係る都市計画、住宅及び住環境整備その他の都市整備に関すること。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 道路、橋りょう等土木施設及び区立公園等の施設の応急対策及び復旧に関すること。 道路工事調整協議会の開催に関すること。 都市復興マニュアルに基づく道路復興計画に関すること。
会計管理部	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の支給に関すること。 災害対策及び震災復興関係の経理に関すること。 現金及び物品の出納及び保管に関すること。
教育部	<ol style="list-style-type: none"> 学校施設及び社会教育施設の再開に関すること。 被災児童、生徒の安否確認及び避難先調査に関すること。 被災児童、生徒への学用品等の支給に関すること。 児童、生徒のメンタルケアに関すること。 文化財の復旧に関すること。
選挙管理部	<ol style="list-style-type: none"> 被災者実態調査に関すること。
監査部	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策及び震災復興関係の予算等の監査に関すること。
区議会部	<ol style="list-style-type: none"> 区議会との調整に関すること。

第4節 復興本部の廃止

■ 区

- 本部長は、区の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、区が支援を行うことを必要とする区民の生活や都市の復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。
- 復興本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握

■ 区

第1節 家屋・住家・宅地の被害状況の把握

- 被災直後において、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物、建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。
- 応急危険度判定員（災害ボランティア）は、建物を当面使用できるか調査し、「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のステッカーを貼る。
- また、家屋・住家・宅地等の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、災害廃棄物処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活支援施策等の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。
- 調査結果は、罹災証明書発行のための住家被害認定調査や各種復興施策適用に必要なデータとなるので、迅速かつ的確に取りまとめる。

■参照

第4部第14章第2節 被災住宅の応急危険度判定

第2節 区民の被害・被災後の生活状況の把握

- 区民の被害状況については、住宅等の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。
- このため、避難所滞り者、自宅残留者、区外への避難者等の被災者（世帯）を対象とした「被災者生活実態調査」を実施する。

第3節 公共施設等の被害状況の把握

- 公共施設等の管理責任者は、施設の被害の概況を把握し、必要な場合には速やかに応急危険度判定を実施するとともに、緊急的な対応措置を講じる。これと同時に又は引き続いて行われる建物診断（被災度区分判定）等により、さらに詳細に被害の程度を把握し、恒久的な復旧・復興のための措置を講じる。
- 被災後、区民が生活し、又は利用する公共施設等については、施設管理者の責任において早急に建築技術者等による応急危険度判定を実施し、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止・立入制限、応急工事等）を講じる。
- 災害により被災した公共施設等の改修、改築等については、その必要性を速やかに検討した上、恒久的な復旧・復興計画を作成し、改修、改築等に着手する必要がある。そのため、応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、引き続いて被災度区分判定調査を実施することにより施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取り壊しの必要性について判断する。

第4節 まちの復旧・復興状況の把握

- 被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取り組みが進められる。市街地や住宅の復興過程においては、復興の進捗状況を適宜把握し、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。
- 住宅や施設等、まちの復興状況の把握方法としては、目視等により面的に把握する方法や建築確認受理の状況、各許可等の状況、各種資金貸付状況、利子補給等の支援策の実施状況等から把握する。

第5節 区民生活の再建状況等の把握

被災した区民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。また、必要に応じて被災者生活実態調査等のフォロー調査を実施するなど、区民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。

調査にあたっては、必要に応じて都に応援を要請しながら体制を整備する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第4章 罹災証明書の交付

■ 区

第1節 罹災証明書交付の準備

- 罹災証明書交付を円滑に実施するため、関係部署及び関係機関による「罹災証明書交付に関する調整会議」を設置し、家屋・住家被害状況調査の実施方法・状況や被災者台帳の作成状況等を確認する。
- また、応急危険度判定や家屋・住家被害状況調査の実施結果に加え、固定資産税関連情報や建築確認状況等に基づき、被災者台帳を完成させるとともに、罹災証明書を交付する体制を整備する。

第2節 罹災証明書の交付

- 罹災証明書は、被災者台帳に基づき交付する。
- なお、被災者から再調査の申請が出されたときは、区は被災者等の立ち会いを要請し、家屋・住家被害状況の再調査を実施する。

■ 参照

第2部第14章第4節 罹災証明書の交付

第5章 災害復興計画の策定

■ 区

第1節 板橋区災害復興基本方針の策定

- 本部長は、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにするため、被災後2週間を目処に復興本部会議の審議を経て、板橋区災害復興基本方針を策定し、公表する。
- この基本方針に基づき、復興本部は震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。
- 板橋区災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ア 区民の暮らしのいち早い再建と安定
- イ 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
- ウ 誰もが快適に暮らせる生活環境づくり
- エ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- オ わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

第2節 板橋区災害復興計画の策定

- 本部長は、板橋区災害復興基本方針に基づき、復興に係る板橋区の最上位計画として総合的な板橋区災害復興計画を策定する。この計画では、復興の基本目標と都、区が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- 板橋区災害復興計画の策定にあたっては、本部長は災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を諮問する。本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6ヶ月を目処に復興計画を策定し公表する。なお、作成過程において広く区民等の声を聴き、その意見を反映することとする。
- 復興に当たっては、その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、板橋区災害復興計画の策定と並行して整合性を保ちながら、個別の復興計画を策定する。
 - (1) 都市の復興
 - (2) 住宅の復興
 - (3) 暮らしの復興
 - (4) 産業の復興
 - (5) 保健衛生・医療の復興
 - (6) 福祉の復興
 - (7) 教育・児童福祉の復興

第6章 財政方針の策定

■ 区

第1節 財政方針の策定

- 財政需要見込みは、予算措置、財源対策や特例措置に係る国・都への要望、復興計画の策定等を行うときの基礎資料となる。財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていくこととする。
- ただし、特に緊急度が高い対策は、第一次の財政需要見込みの報告に含めるよう努めることとし、可能な限り当該年度予算で措置を行う。

第2節 財源の確保

- 激甚災害指定に伴う国庫支出金などの財源見通しを、都を通じて、十分な把握に努めた上で、財政需要への対応を行うこととする。
- 災害による被害者の救護、復旧等の臨時的な経費に充てるため設置した災害対策基金を災害応急対策を中心に主要な財源として、有効な活用を行う。
- 被災により、巨額の財政需要と大幅な税収減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。できる限りの措置を講じて財源を確保し、災害応急対策、災害復旧・復興対策に取り組み、一日も早い区民生活の再建等を図る。

第3節 復興基金の創設

災害からの早期復興を図るため、行政による被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策の取り組みを補完し、災害により疲弊した地域を魅力ある地域として復活させるため、国、都と協議の上、災害復興基金を創設する。

第7章 人的資源の確保

■ 区

- 災害復興事業の実施には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。
- このため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。それでもなお、必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村や都に対して職員の派遣を要請し、さらに不足する場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第8章 用地の確保・調整

■ 区

- 被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保を図る。
- また、各種災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理して用地調整方針を策定し、計画的な用地等の確保・調整を行う。
- なお、被災後の用地需要を見込んで、区内の大規模な区有地等について事前にリスト化しておくことに努めることとする。
- 被災のあった場合において都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し建築制限を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第9章 災害廃棄物等の処理

■ 区

災害による建物の倒壊・焼失及び解体により発生する災害廃棄物や家具・什器等の廃棄物を適正に処理し、被災地の災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、的確な状況把握に基づき資源環境部は「災害廃棄物処理計画」を策定する。その後、速やかに災害廃棄物の処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続き等を区外への避難者を含む関係者に周知し、広域的な連携の下、適切な処理を推進する。

■ 参照

- 第3部第13章第4節 災害廃棄物処理
- 第4部第12章第3節 災害廃棄物処理

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第10章 広報・相談体制

■ 区

第1節 復興関係広報の実施

- 復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に区民に提供するため、都及び関係機関とも緊密な連携を保ちながら、種々の広報活動を展開する。

第2節 被災者のための相談所の設置

- 被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることとなることから、区が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。
- このため、被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要であることから、災害発生後、速やかに臨時窓口として、「被災者のための相談所」を開設するとともに、災害復旧・復興対策の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、総合的な相談業務を開始する。

第11章 学校教育

■ 区

第1節 学校教育施設の再建

- 校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建て替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建復興計画を作成する。

第2節 授業の再開等

- 被災児童・生徒の避難所からの移転状況（転居や応急仮設住宅への入居等）や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、避難所施設の災害状況をみて、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断し、授業の早期再開を行う。
- また、被災の影響が、児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、学用品等の給与などの支援策を実施する。

■参照
第4部第14章第15節 応急教育

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第12章 文化・社会教育

■ 区

第1節 文化・社会教育施設等の再建

- 文化・社会教育の分野は、復旧・復興期における被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に区立施設の再建を行う必要がある。
- また、郷土資料館、美術館等において一定の条件で収蔵されている展示品、区民の身近な場所に設置された野外彫刻などについても、被災により保管機能が失われることがないように仮保管や修復を検討する必要がある。

第2節 文化財の復旧・復興支援

- 災害時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じるおそれがある。被災後放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は区民をはじめ国民全体の財産であり、貴重な観光資源となっている場合もあることから、速やかな復旧を図る必要がある。

■ 参照

第3部第4章第2節第4 文化財施設の安全対策

第4部第4章第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

第13章 地域への支援

第1節 地域協働復興の推進

■ 区

- 被災地で復興を進めるプロセスでは、まちづくり、住宅、福祉・保健、雇用・産業等多くの分野で様々な課題が生じる。
- 被災後速やかに復興を進めるには、個人の力だけでは限界があり、地域住民が話し合い、力を合わせて主体的に復興を進める共助のしくみが機能することが大きな鍵となる。
- そのため、平常時から地域協働復興模擬訓練等（※1）を通じて、地域協働復興の意義や地域の課題について区民の理解を深めるなど、復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織）の育成に対し、積極的に取り組んでいく必要がある。
- また、被災後も、地域復興協議会（※2）等による協働復興区（※3）での活動やその他の復興市民組織の活動が円滑に行われるよう、できるだけ早期から専門家等の派遣、情報提供・相談体制の充実など必要な支援ときめ細かい対応を、区と東京都が連携して行うことが重要である。

※1 地域協働復興模擬訓練：地域住民が被災後の状況をイメージし、復興に関する問題の解決に取り組む訓練

※2 地域復興協議会：被災後に、地域住民が主体的に地域づくり協議やコミュニティ活動等を行う組織として行政の認定を受けた復興市民組織。町会・自治会、まちづくり協議会等が母体となる。

※3 協働復興区：地域復興協議会が活動する区域

第2節 外国人への支援

■ 区

- 被災後は、外国人被災者が多数発生することが予想される。外国人は、言語や生活習慣・文化の違いから、災害に対する体験や知識を持たない場合もあるため、迅速に適切な行動が取れるよう、外国人に対し情報提供等の支援を実施する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第3節 ボランティア等や専門家との連携

■ 区

- 災害が発生した場合、ボランティアやNPO等が効果的な活動を展開できるよう、それらの自主性・自立性を尊重しつつ、これらの区民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じることがないように相互の連絡に努めるとともに、これらの活動に従事する人々が円滑に活動を展開することができるよう環境整備等の面で配慮をしていくことが求められる。このため、区は、いたばし総合ボランティアセンターと連携しボランティアの対応窓口等を設けるとともに、活動拠点を開設して、災害応急・復旧復興対応のための連携体制を整備する。
- 刻々と変わる状況の中で、区は、求められているボランティア活動の内容を的確に把握し調整できるよう支援することに努める。
- また、数年間の生活復興期においては、被災者の自立に向けて、長期的な活動を行うボランティアやNPO等に対して側面的な支援を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第14章 消費生活

■ 区

被災後は、混乱に便乗した価格の引き上げや悪質な商法、不要な買い占めによる極度の物資不足による被害の発生が予想される。これらの被害を防止するため、消費者センターは区民に対し注意を喚起するとともに、相談窓口の設置等を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第15章 都市の復興

■ 区

- 都市の復興については、建物や道路、公園などの都市基盤を含む市街地を被災前の状態に回復するだけでなく、次の災害においては被災を繰り返さない、より災害に強いまちづくりを進める観点が求められる。阪神・淡路大震災や東日本大震災等過去の都市復興をふりかえると、都市復興で特に重要となることは、被災者の生活再建の過程も踏まえ、迅速かつ適切に都市復興計画を策定し、復興事業を推進していくことが必要である。
- そのために、区は、過去の大規模災害に加え、未曾有の災害となった東日本大震災での都市復興の教訓を踏まえ、被災後の都市復興計画策定までの復興のプロセスを構築するとともに、行動手順や組織体制等を「板橋区都市復興マニュアル」としてまとめる。
- 被災後には、「板橋区都市復興マニュアル」を活用し、区が迅速かつ円滑に被害調査等を行い、区と区民が協働して都市復興に関する計画の策定を行い、都市復興を推進する。
- また、東日本大震災では、多くの被災者が発生すると共に、行政関係者までも被災したために、行政機能の麻痺、自治体職員の人手不足が発生した。このため、復興まちづくりの話し合いが進まず、合意形成が難航、事業の長期化につながった。この教訓を活かし、限られた資源でも速やかな復興が可能となるよう、
 - ・都市復興に精通した職員の育成
 - ・都市復興の進め方や取り組みについて、区民への普及啓発活動の実施
 - ・都市復興事務局で使用する資器材の準備を進めていく。

第1節 板橋区都市復興マニュアル

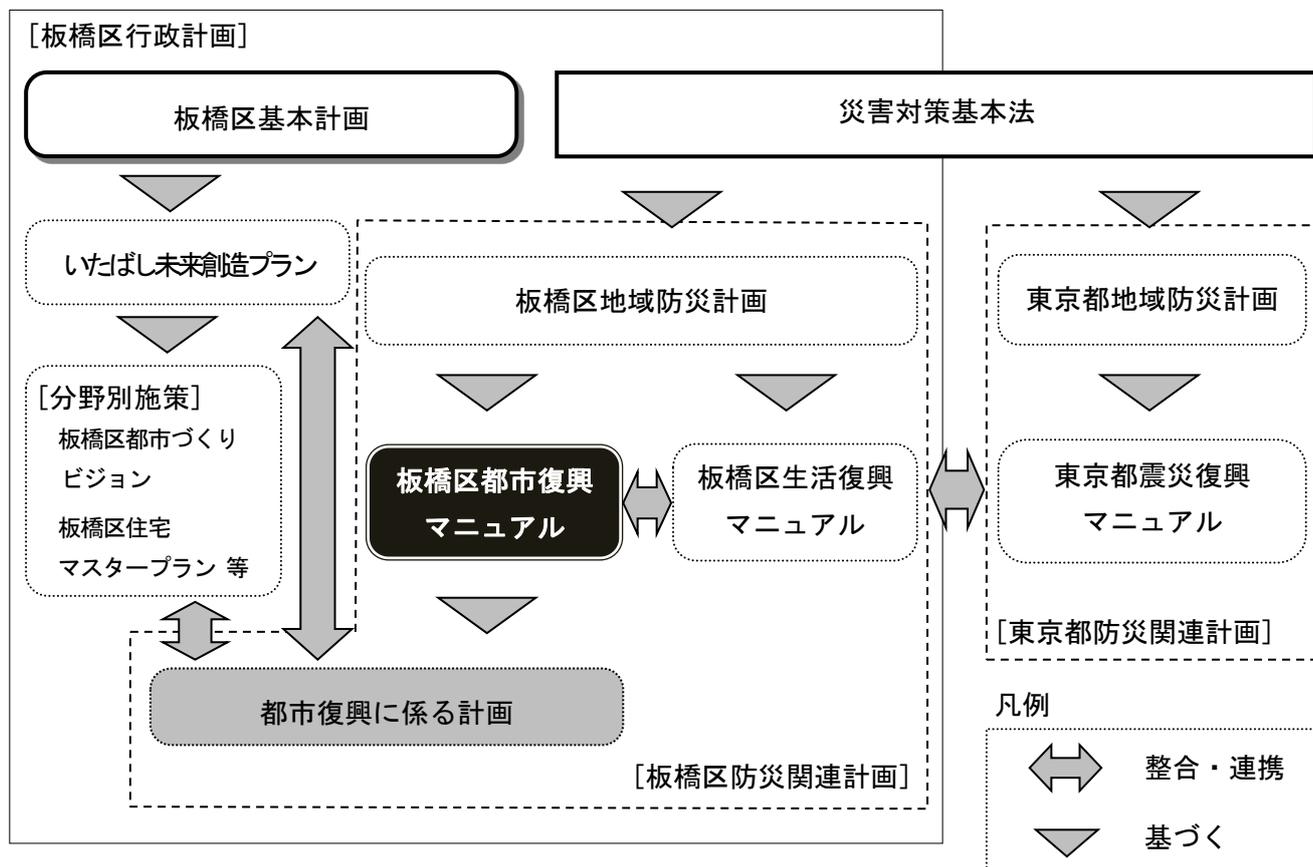
■ 区

第1 目的

本マニュアルは、大地震が発生した場合、都市復興に関する諸計画の策定を迅速かつ円滑に推進するために、震災後に板橋区の職員がとるべき行動内容を整理するものである。

第2 位置づけ

本マニュアルは、板橋区基本計画に基づいた区の分野別施策（板橋区都市づくりビジョン、住宅マスタープラン等）や都の防災関連計画と整合・連携を図り、策定されたものであり、板橋区地域防災計画の一部をなすものである。



第3 都市復興の流れ

都市復興の流れ	期間	内容
都市復興に向けた事前準備	発災前	○都市復興に向けた事前準備
復興体制の構築	発災～復興本部設置	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">災害対策本部の設置</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">震災復興本部の設置</div>
復興初動体制の確立	1週間以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">家屋等被害概況調査の実施</div>
都市復興基本方針の策定	1か月以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市復興基本方針の策定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">家屋等被害状況調査の実施</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 復興対象地区の区分 ↓ 都市復興基本計画（骨子案）の策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> ↓ 第一次建築制限の実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> ↓ 時限的市街地の考え方 </div> </div>
都市復興基本計画（骨子案）の策定	2か月以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復興対象地区の区分</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">都市復興基本計画（骨子案）の策定</div>
都市復興基本計画の策定	6か月以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復興まちづくり計画等の策定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">都市復興基本計画の策定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">復興事業計画の策定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">復興事業の推進</div>
復興事業計画の策定と事業の推進	6か月以降	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復興事業計画の策定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">復興事業の推進</div>
地域協働による都市復興の進め方	発災後全期間	○地域協働による都市復興の進め方

第16章 住宅の復興

■ 区

- 住宅の復興については、まず、住宅の被害状況をもとに住宅復興計画を策定し、住宅の供給量を算定する。
- 次に、被災住宅の応急修理や、応急仮設住宅等の供給により、被災者に対して応急的な住宅の整備を行い、入居者の募集・選定を実施する。
- その後、住宅の自力再建への支援として、マンション等の再建に対する支援や住宅資産活用等による住宅再建支援、民間住宅の供給支援、民間賃貸住宅への入居支援、住まいやまちづくりに関する推進・支援、情報提供及び相談の実施を行う。

■ 参照

第4部第14章第5節被災住宅の応急修理、第6節応急仮設住宅の供給

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第17章 生活の復興

■ 区

災害によって被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、医療、福祉、保健、租税の徴収猶予及び減免等の取り組みを行うことにより、被災者の生活確保を図るものとする。

第1節 板橋区生活復興マニュアル

第1 板橋区生活復興マニュアルの目的

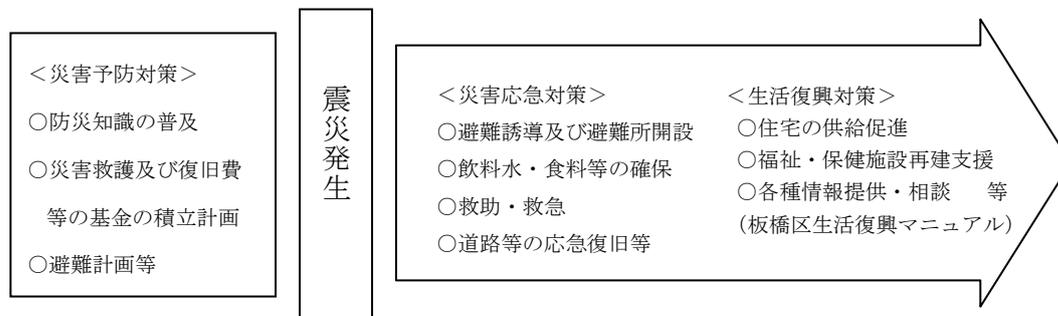
- 区では「板橋区基本計画」、「板橋区地域防災計画」に基づき、震災直後からのさまざまな状況に対し適切に対応できるよう各種施策を行っているところであるが、震災により被害を受けた区民がその痛手から再起し早期に生活を回復させることは容易ではない。このため、震災後の生活復興に関しては事前に十分な検討を重ね生活復興の基本的な考え方や具体的な復興の進め方等について入念な準備をしておくことが必要である。
- そこで、国や都が策定した生活復興マニュアル等を参考にしつつ、東日本大震災などの過去の災害の教訓を踏まえ、震災後において速やかに復興体制が整えられるよう「板橋区生活復興マニュアル」を見直すこととする。

第2 生活復興に対する基本的な考え方

- 「震災前の暮らしに戻る」ことを生活復興の第一の目標として捉え、各種施策を行うこととする。
- さらに、被災した人の中には、「新しい生活を構築」しなければならない人も多数に上ることが予想されるため「新しい生活を構築」することにも取り組む必要がある。

第3 板橋区生活復興マニュアルの範囲

【災害予防対策、災害応急対策、生活復興対策の内容（概要）】

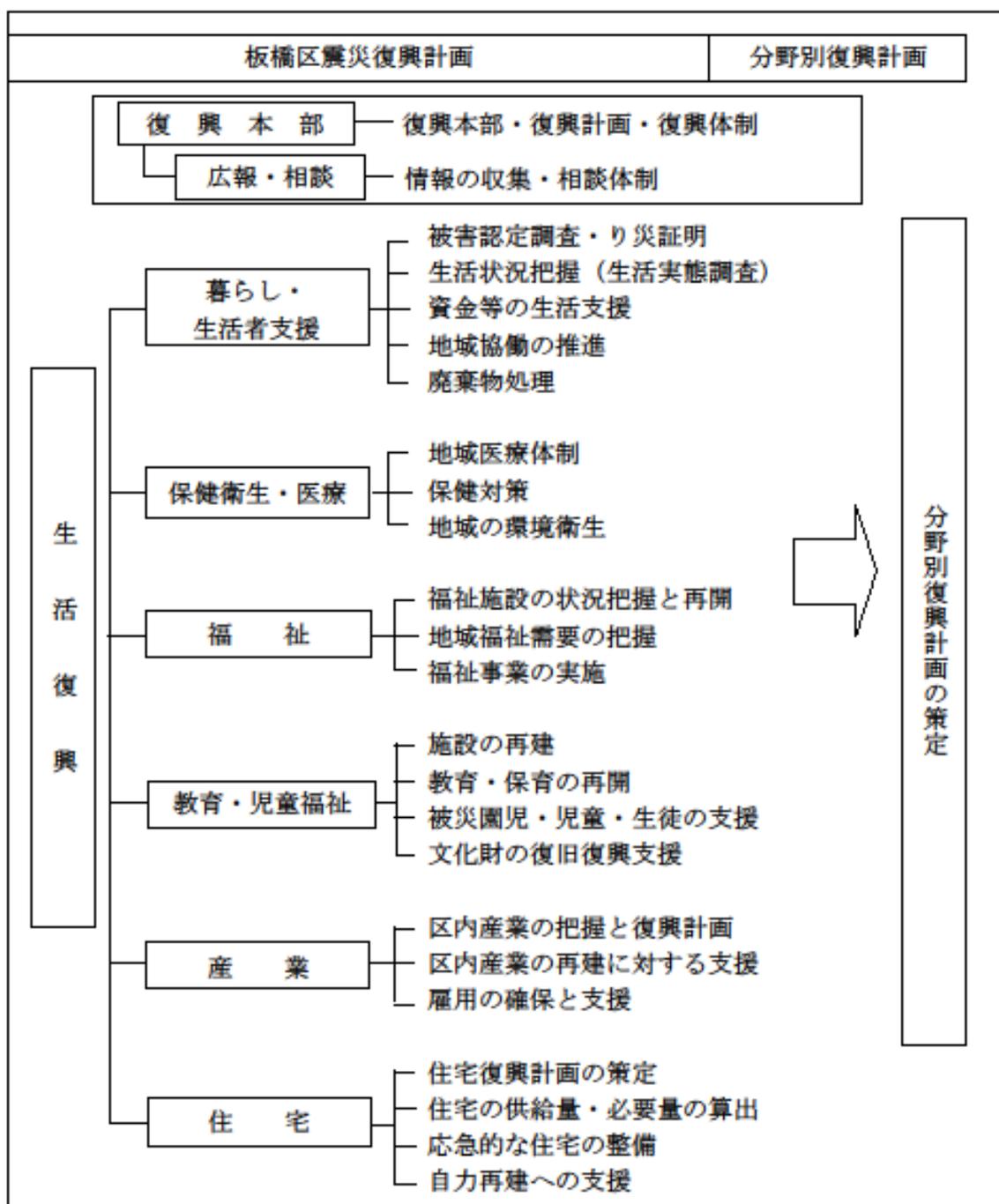


第4 生活復興の体系

区民が「被災前と同様な生活をおくる」又は「新しい生活を構築する」ために、区が果たすべき基本的役割として、以下の3点を挙げる。

- (1) 被災者の自助、共助と支援
- (2) 施策に優先順位を設けて計画的に実行
- (3) 公平性の確保

【板橋区生活復興体系の概念図（案）】



第2節 医療

- 医療機関の再開状況を把握し、区民に対し情報提供を行う。
- 被災直後の災害応急対応においては、医療救護班による応急医療活動を実施するが、地域の医療機関が医療活動を再開するのに合わせて救護所等における応急医療活動は、順次解消していく。
- 一方、医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅建設地等、一時的な医療需要の増加がみられる地域においては、必要に応じて仮設診療所を設置する。

第3節 福祉

- 避難行動要支援者やその支援者、住宅、施設等の被災は新たな福祉需要を発生させる。
- 区は、福祉需要と福祉施設の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。
- 地域福祉需要の把握により受け入れ施設が不足する場合は、都に対し一時入所可能な施設の情報提供等を要請する。
- 区は、福祉施設等の被害状況の把握後、区立施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。法人立施設に対しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建のための支援を国、都と協力して行う。
- また、被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障がい者等が体調を崩すことが考えられる。また、ひとり暮らしの高齢者等の孤独死等の発生も懸念されることから、このような事態の発生を防ぐために、訪問支援体制の整備や在宅サービスの充実等による福祉サービス体制の整備を行う。
- 生活支援対策としては、災害救助法が適用された場合、家屋等に被害を受けた低所得者に対して貸し付けを行うほか、被災者や被災世帯に対しては、経済的支援のための災害弔慰金等を支給する。さらに、都が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金を支給する。

■参照

第4部第14章第9節 被災者の生活再建資金援助等

第4節 保健

- 被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ(PTSD：心的外傷後ストレス障害)を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。
- また、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられることから、都と連携し、災害応急対応期に引き続いて健康相談を実施する。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の立場にたって対応する。
- 防疫活動については、被災直後から災害復旧・復興対応期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念されることから、都と緊密な連携をとりながら実施する。
- 生活環境の整備については、災害応急対策期に引き続き飲料水の安全確保に努めるほか、食品衛生に関する監視・指導を行う。なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合には関係機関と連携して対応する。
- その他の生活環境の整備として、被災した火葬場の早期回復、飼養動物の保護管理、公衆浴場、生活衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）の営業状況に関する情報提供と再開支援を行う。

第5節 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下この章において「納税義務者等」という。）、又は被保険者等に対し、地方税法等、又は区条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を行うにあたっては、被災者の実情を把握し、被災者の不利にならないようそれぞれの実態に応じ、適切に講ずるものとする。

■参照

第4部第14章第11節 租税等の徴収猶予及び減免等

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第6節 通信施設等の復旧活動

各機関の生活確保への対応は、次のとおりとする。

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便 板橋支店	<p>災害が発生した場合、災害の態様及び被災状況等被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災地に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯一世帯あたり葉書5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除関係法令に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用、又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(4) 利用の制限又は業務の停止 緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限、又は業務の一部を停止することがある。</p> <p>2 為替貯金関係</p> <p>(1) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除関係法令に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 為替貯金業務の非常取扱い 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。</p> <p>3 簡易保険関係</p> <p>被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。</p>

機関名	生活確保の取扱い
NTT東日本 東京北支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金、又は工事に関する費用を減免することがある。 2 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 2 被災者の受信料免除 3 状況により避難所へ受信機を貸与する。

■参照

第4部第14章第12節 その他の生活確保

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第18章 産業の復興

第1節 産業復興方針の策定

■ 区

災害後に迅速かつ的確に産業復興に取り組むためには、行政が実施すべき施策について効率的な資源配分と資金の割り当てを行う必要があり、区は産業関連の区内の被害状況やニーズを把握し、取り組み状況を都へ報告する。

第2節 中小企業施策

■ 都、区

- 企業の取引が滞り、事業継続に支障がある場合には、取引活動の阻害要因等を取り除くなど、支援策を検討し実施する。
- 設置計画の策定においては、消費者利便の観点から仮設住宅地内での店舗の設置等について都と調整を図る。
- 事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業主に対しては、民間の貸し工場・店舗に関する情報提供を行う。
- 被害が甚大である場合、被災事業主等が銀行等に対して預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が想定されることから、区は資金需要を的確に把握し、対応できる資金の準備を制度融資取扱金融機関に要請する。都の要請により、必要に応じて東京信用保証協会の基本財産への出えんのための財政措置を検討する。
- 被災した事業所の速やかな再建を図るため、都及び区等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。
- なお、被災の状況に応じて都が既存支援制度の拡大や新たな支援制度を創設する場合には、速やかに事業主・組合等へ制度の内容等を周知するとともに、リーフレット等を配布する。

第3節 観光施策

■ 区

- 観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、被災後3ヶ月以降を目途に観光地としての都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。また、被災後1年以降を目途に観光イベント等を開催し、観光客等を誘致する。

第4節 農業施策

■ 区

- 既存の農業関係者への災害時金融支援制度及び被災の状況に応じて創設される新たな支援制度について、速やかに支援対象に対して制度の内容等の周知を行う。

第5節 雇用就業施策

■ 区

- 災害により離職が生じた、被災者に対する職業のあっ旋については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ることになっている。
- 被災者のために開設する相談所において、離職者の状況を把握し、公共職業安定所に報告するとともに、あっせんを依頼する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

